

第1298号

AFN-1298

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

2020.年 1 / 6 (月)



あけましておめでとうございます

本年も葵総合経営センターだより週刊版「Timely」をよろしくお願い申し上げます。



『R2年度税制改正大綱(1) 「NISA」2階建てに』

自民・公明の両党は昨年末、令和2年度の税制改正大綱を決定した。年明けにかけて、その概要を掲載する。

個人所得課税の中で、特に注目されるのは新NISA制度。2024年から中長期の運用に適した低リスクの商品に優先して投資がなされるよう刷新する。現在のNISAは、投資期限を5年延長した上で新制度に移行させる。新NISAでは、対象をリスクの低い投資信託などに限定した積立枠(1階)と、従来通り上場株式などにも投資できる枠(2階)の仕組みに改める方針。原則として、低リスクの商品に投資した人だけが2階部分にも投資できる。年間の投資限度額は1階が20万円、2階が102万円を予定。安定資産による長期的な運用を重視して個人の資産形成を促すのが狙いで、運用益の非課税期間はどちらも5年とし、その間、全体で最大610万円を非課税で運用できる。投資対象の商品については、1階は現行の「つみたてNISA」とほぼ同じ、2階は、リスクが高く資産形成に向いていないものを除外する方向。

つみたてNISAは投資期限を5年延長し2042年までとする。勘定設定期間終了に合わせ、新NISAとつみたてNISAのいずれかを選ぶことになる。一方、ジュニアNISAは23年末で終了する。

『30事務年度の交換事績を発表 租税条約に基づく情報—国税庁』

国税庁が発表した30事務年度の租税条約等に基づく情報交換事績の概要によると、【国際的な脱税や租税回避行為に対処するためのCRS(非居住者金融口座)情報やCbCR(国別報告事項)の自動的情報交換】は▽国税庁から日本の非居住者に係る金融口座情報約9万件を58カ国・地域に提供。外国税務当局から日本の居住者に係る金融口座情報約74万件を74カ国・地域から受領▽国税庁から831社分のCbCRを51カ国・地域に提供。外国税務当局から2,100社分のCbCRを42カ国・地域から受領▽法定調書により把握した非居住者等への支払いについての情報約85万件を外国税務当局に提供。約16万件を外国税務当局から受領した。また【要請に基づく情報交換】は▽国税庁から外国税務当局に行ったのは825件で、28年度以降、毎年増加。アジア・大洋州の国・地域向けの要請が645件で、約8割を占めた▽外国税務当局から寄せられたのは191件と、ほぼ例年並み。【外国税務当局と自発的に情報を交換】は▽国税庁から外国税務当局への提供は126件と、ほぼ例年並み。アジア・大洋州の国・地域への提供が100件と最多▽外国税務当局からの提供は9,666件。特定の国からの大量の情報受領により大幅に増加した。

出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com